

序論

ある一定の時代、一定の民族において、どのような法学的思惟類型が支配的であるかということは重大な意味と影響力を持っている。さまざまな民族や人種はおの異なるた思惟類型と対応しており、そしてある民族に対する精神的並びに政治的支配はある一定の思惟類型の優勢ということと結びつきうるものである。(中略)政治的生活の形成はすべて法的生活の特殊な思惟方法や推論方法と直接的な相互連関を持っている。

カール・シュミット『法学的思惟の三種類』より¹

一 問題の所在と先行研究

一七世紀イングランドの政治社会は、近代イギリスの政治的進路を決定するさまざまな可能性のオルタナティブが登場していた時代である。そして、一六八八年の名誉革命による「体制確立(settlement)」以降のイングランドの政治社会に特有の政治的な知の様式と政治的伝統を考えるうえで、一七世紀の「前期ステュアート朝時代」はとりわけ重要な時期であったといつてよい。

一般的に一七世紀のイングランド政治史は、「前期ステュアート朝(the early Stuarts)」(1603-1649)、「空位期(Interregnum)」(1649-1660)、「後期ステュアート朝(the later Stuarts)」(1660-1688)の三つの時代に大きく区分される。一六〇三年にテューダー朝のエリザベス一世が死去すると、王位継承者を欠いていたテューダー家に代わって、すでにスコットランド国王となっていたステュアート家のジェームズ六世がイングランドの王位を継承し、ジェームズ一世としてステュアート朝を開始した。このジェームズ一世の即位から、一六四〇年代の内乱期の過程でチャールズ一世が処刑されるに至った一六四九年までが、「前期ステュアート朝」にあたる²。国王チャールズ一世の処刑によって、この後イングランドは、歴史上唯一の空位時代あるいは共和政時代を経験することとなる。この「空位期」は、長期議会の残部により構成されたランブ議会による貴族院の廃止、一院制となった庶民院への権力集中、さらにはその後の聖徒による支配をめざした指名議会、「統治章典」発布にもなうプロテクター制の樹立という一連の共和政の試みによって占められている。この時代の政治過程の中心的人物であったのが、オリヴァー・クロムウェルであった³。一六五八年のクロムウェルの死去にともない、一気に伝統的国制へと回帰したイングランドは、一六六〇年、チャールズ二世の即位によって王政復古を迎える。このチャールズ二世の治世から、その後ジェームズ二世による絶対主義への反動という時代を経て、オレンジ公ウィリアムのオランダからの招聘と「権利章典」の発布によって「名

「革命」による体制決着が図られた一六八八年までの時代が、「後期ステュアート期」と呼ばれる⁴。

こうした一七世紀イングランド政治史のなかにあつて、「前期ステュアート期」がもつ歴史的意義について確認しておこう。ジェームズ一世とチャールズ一世の治世にあたる「前期ステュアート期」は、国制のあり方全体をめぐつて政治社会が大きく動揺した時代であり、テューダー朝時代までの中世後期から近世初頭のイングランド史に一つの画期をもたらした時代とみなすことができる。さらに、この前期ステュアート期は、ジェームズ治世最初の議会が開かれた一六〇四年から、「権利請願」をめぐる対立によつてチャールズが議会を解散して親政政治へと舵を切つた一六二九年までの、いわば議会在機能していた「議会政治の時代」(1604-1629)と、その後カンタベリー大主教ウィリアム・ロードとアイランド総督代理トマス・ウェントワース(のちストラフォード伯)によるいわゆるロード・ストラフォード体制を敷いて無議會政治へと転じた「親政政治の時代」(1629-1640)⁵、そして一六四〇年に一一年ぶりに議会在召集され、その後、国王派と議会在派の衝突によつて内乱が勃発し、チャールズの処刑によつて結末を迎えた、いわゆる「内乱の時代」(1641-1649)。⁶ という形で、三つに区分して考えることができる。イギリス近代の立憲主義および議會主義の形成を考えるうえで、一六〇三年から一六二九年までの時代は、その政治的・法的思考の原型を準備したという点でとりわけ重要な意義をもっているといつてよい。そこでは、

課税や独占といった政治的争点と国教忌避者や対カトリック政策などの宗教的争点が、国王大権の性格づけとその範囲の問題と関連しながら、激しく論争されることとなつた。

絶対的な国王権力の範囲を肯定するローマ法を継受したスコットランドにおいてすでに国王となつていたジェームズ一世は、当時の大陸ヨーロッパの新しい知的潮流に通じた学識ある君主として知られていたが、彼のこの学識は、自然法思想に立脚した「王権神授説」を擁護する姿勢を生み出していた⁷。王権神授説の観念を信条とし、絶対的な君主権力の論拠を提示するローマ法に共感していたジェームズがイングランドの国王に即位すると、それと連動するかのごとくたとえば大主教となつたリチャード・バンクロフトをはじめとする聖職者たちや、ジョン・カウエルのようなローマ法学者たちによつて、イングランドにおいても絶対主義の言説が公然と登場するようになっていった。さらに議会の同意を得ない「賦課金(imposition)」の徴収や、法適用特別免除という国王大権に基づいた独占政策などのように、絶対主義の懸念を喚起させるようなステュアート王権の諸政策が現実 implement されるに及んで、庶民院、とりわけそこに議席を有するコモン・ローヤーたちは、国王ジェームズに対していつせいに態度を硬化させ、反発姿勢を示していったのである。⁸ ジェームズ治世第一議會(1604-1611)。⁹ 第一議會(1614)。¹⁰ 第三議會(1621-1622)。¹¹ 第四議會(1624-1625)。¹² さらにチャールズ即位後の第一議會(1625)。¹³ 第二議會(1626)。¹⁴ 第三議會(1628-9)

14 という一連の政治過程において、庶民院のコモン・ローヤーたちは、ステュアート朝の現実政治において喫緊の課題となっていたイシユーに対応するために、コモン・ローによる法の支配の原則や議会の絶対的な権能に関する新たな政治と法の言説を展開していった¹⁵。それは、イングランドの「古来の国制 (Ancient Constitution)」へと訴える型の政治言説であった。この「古来の国制」論は、ステュアート王権の統治に対する「抵抗」の論理として提起されたものであり、イングランドの「古来の慣習」であるコモン・ローに基づく政治を擁護することによって、イングランド固有の 伝統 に訴えた政治観念であったといえる。そしてこの「古来の国制」論こそは、近代イギリスの立憲主義と議会主義を導いた祖型ともいふべき政治言説にほかならなかった。前期ステュアート期の一六〇三年から一六二九年までの議会政治の時代に生み出された「古来の国制」論はその後、親政政治から脱した一六四〇年の長期議会の庶民院が駆使した重要な政治言語となつたし、さらには 諸身分の調和 に立つた伝統的国制の再生をめざした一六六〇年の王政復古期の論者たちが依拠した政治言説でもあった。そして、一六八八年の名誉革命体制における統治原理の基本的な要素も、まさしく前期ステュアート期の国制論の延長線上に位置するものであった。その意味で、「古来の国制」論とそれを支えた古典的コモン・ロー理論が形成された前期ステュアート期、なかんずく議会在が活発に機能した一六〇四年から一六二九年の時代は、イギリス政治史における立憲主義と議会主義の形成にとつての揺

籃期であったといつてよい。

しかしながら、こうした前期ステュアート期の政治史がもつ重要性にもかかわらず、日本におけるこの時代に関する研究はあまりにも希薄であると言わざるを得ない。とくに議会やコモン・ローといった国制の研究に関する限り、ほとんど皆無に近い状況である。一七世紀イングランドの政治史研究は、従来、一六四一年代の内乱期（いわゆるピューリタン革命期と称された）の研究に圧倒的に集中しており、それに先行する前期ステュアート朝時代は、内乱ないし革命の単なる 前史 として位置づけられる傾向にあつた。前期ステュアート期それ自体を考察対象とした歴史研究は、日本ではたとえば「税制」に関する研究などが存在している程度で、ことのほか限られている¹⁶。議会やコモン・ローなどを対象とした政治的・法的な歴史研究は、そのコモン・ローの法的知識の難解さも相俟つてほとんど研究の手が及んでこなかった領域であるといえる。「古来の国制」論をめぐる英米の研究史の整理を行う際に後述するように、本国イギリスにおいて前期ステュアート期の政治史、議会史、国制史の研究が隆盛をきわめているのと比べると、日本におけるこの分野の研究の立ち後れは驚くほどである。本稿は、日本における一七世紀イングランド史のこうした研究史上の空白を埋めようとするものでもある。本稿が考察の対象としているのは、前期ステュアート期の政治史、議会史、国制史であり、ステュアート王権の統治下における現実政治への対応として庶民院のコモン・ローヤーたちが展開した政治言説を、当

時の政治的コンテキストと言語的コンテキストのなかで分析することを狙いとしている。

いずれにせよ、一七世紀の前期ステュアート期は、近代イギリスの主要な政治的様式を生み出した重要な時期にあつてゐる。当時の庶民院「コモン・ローヤー」たちに見られた、政治社会の統治原理を「古来の国制」のなかにも求める「コモン・ロー理論」の営為のなかから、イギリス特有の「法の支配」の原則に基づいた「近代立憲主義」の源流が形成されていったといえるし、他方、基本法としての「コモン・ロー」の最終的解釈を担うのが議会とされ、また「コモン・ロー」の二大原則である立法と課税における王国全体の同意を表明する機関も議会であるとされたことから、この立憲主義の観念は同時にイギリスの「議会主義」の発展と同時に進行するものであつた。さらに、この「古来の国制」論あるいは「コモン・ロー理論」を中心課題としていたのが、ほかならぬ「臣民の自由」であつたことから、それはいわゆるイギリスの「古典的自由主義」を生み出していく端緒となる政治言説でもあつた。前期ステュアート期に発達した権利としてしばしば「選挙の自由」、「言論の自由」、「逮捕拘禁からの自由」、「経済活動の自由」等が挙げられるように、この時代は古典的自由主義の源流にあつたとみなすことができるのである。

このように近代イギリスの主たる政治的様式を生み出した母胎としての「コモン・ロー理論」は、すでに指摘したように、イングランドの「古来の伝統に訴える型の思考」に基づいてゐた。その伝統とは、イングランド

の「超記憶的時代(time immemorial)」に由来する慣習法に依拠した「古来の国制」であり、それは、たとえば後の内乱期に登場するレヴェラーズやトマス・ホップズに見られる思考様式が政治社会を作為によつて設立する構成原理に立つたものであつたとすれば、所与の伝統の解釈行為を基本にしているという意味で解釈原理の思考作業を通じて生み出されてきたものであつたといえよう。そしてその古来の伝統の解釈行為を担つたのが、「コモン・ローヤー」であり、なかならず議会の庶民院に位置する「コモン・ローヤー」たちであつた。彼らのなかに見られたいわゆる「コモン・ロー・マインド」と呼ばれるメンタリティは、J・R・ストナーが指摘するように、本質的に「政治的自由に関する思考様式」によつて満たされていたのであり、先例となる裁判所の判例を紐解く単なる法曹の思考ではなかつた点に注目しなければならない。当時の古来の国制論あるいは「コモン・ロー理論」は、一七世紀初期のイングランドの政治社会に対して、「政治論争を行うための最も重要な知的道具」を提供していたのであつて、「前期ステュアート期の最も重要な政治言説」となつていたのである。臣民の諸々の自由ないし権利や、法の制定、課税などの争点は、ほとんど「コモン・ロー」の独壇場であつたといつても過言ではない¹⁾。グレン・パジスによれば、当時の「政治言説」のなかでとくに重要な位置を占めていたのは、「神学的な政治言説」と「コモン・ロー」の政治言説であつたとされ、とくに内政に関わる問題を論じる際にその「支配的言説」となつてゐたのは、「慣習や先例、権利、特権的自由、国王大権など

といった概念」によつて政治が語られるコモン・ローの政治言語であつたといふ¹⁹⁾。

本稿では、こうした前期ステュアート朝時代の立憲主義と議会主義と古典的自由主義が成立していくその基底にあつた思考様式の枠組みとその特徴を、「古来の国制」論を展開した当時のコモン・ローヤーたちの言説のなかから探り出すことを主たる目的としている。筆者の見るところ、この一七世紀のコモン・ロー理論の思考様式こそは、その後のイギリス政治史に見られる特徴的な政治的思考様式の原型を提示したものであると考えられる。そこには、たとえばイギリスの政治的思考様式のなかに確認される、伝統に立脚した「ラディカルな契機」と「コンサーバティブな契機」の併存ともいふべき特徴が本質的に見られる。大雑把な表現を敢えてするならば、本稿で考察するようにイングランドの「古来の国制」を主題とするイングリッシュ・コンスティテューションリズムに見られたラディカリズムの側面が、この後のイギリスのウィッグ的「自由主義」の発展を促していったということができ、他方でそれが持つもう一方のコンサーバティブな側面が、*British Constitution* を擁護したエドモンド・バークに典型的に見られたような後のイギリス「保守主義」へと継承されていったといふことがいえよう。そして歴史的に見れば、このイングリッシュ・コンスティテューションリズムのもつラディカルな側面は、たとえば一七世紀においては主として専制的な王権との対抗関係のなかで発揮されたし、もう一方のコンサーバティブな特徴

は、イングランドの内乱期のように（同様にフランス革命の時代にも）近代自然法思想、とりわけコモンウェルス全体の意味ではなく、自然権の享有主体として政治社会を構成する個人としての「人民（*the people*）」と結びつきたいわゆる作為の論理と、そしてこれを前提とした革命や革新といった政治事象との対抗関係においてとくに作用してきたと見ることができよう。その意味で、ラディカリズムもコンサーバティズムも、イングリッシュ・コンスティテューションリズムがもつ「相対的」な働きとして見なされねばならない。いずれにせよ重要なのは、「自由主義」といふ「保守主義」といつても、ヴィクトリア朝時代のある時期にいたるまでは、同じ観念の異なつた現れとして、いわばコインの表と裏のような関係にあつたという点である。このことは、たとえば一九世紀の保守主義者と呼ばれる人びとが、同時に自由主義者でもあつたとされている点に端的にうかがわれよう²⁰⁾。

そして、一六四〇年代の内乱期にレヴェラーズ的な自然法思想が登場する以前にあたる前期ステュアート朝時代にあつては、イギリスの近代的な立憲主義を生み出す母胎となつたコモン・ローの言説は、「絶対君主制」の台頭として懸念された当時のステュアート王権との関係から、まさに典型的なラディカリズムの機能を果たしていたといつてよい。「古来の国制」論を説いたコモン・ローヤーたちの「保守すべき価値が、イングランドの現にある秩序としての慣習的世界を前提とし、その歴史的連続性を強調するかぎりにおいて、確かにそれは、本質的に保守主義的

な思考様式を呈しているといつてよい。しかし同時に、その保守すべき価値が 古来 のものだとする彼らの歴史論的な主張の基底には、それがより 自然 に適ったものであるとの存在論的な前提が存在した。この意味で彼らの「古来性 (antiquity)」の主張とは、「合理性 (reasonableness)」の主張にほかならず、彼らにとって 古来 に立ち返ることは、より根源的なもの (the radical) としての 自然 に立ち返ることもあつた。このような「自然本来性」あるいは「根源性」を志向するイングリッシュ・コンスティテューションリズムの契機のなかに、コモン・ロー特有の一見保守主義的な思考に内在したラディカリズムが生まれる思想的所以があるといつてよい。本稿の考察の狙いは、イングランド特有の政治的伝統の形成に寄与し、もって大陸ヨーロッパとは異なつた、もうひとつの ヨーロッパ近代 の途とも言うべき漸進主義的・改革主義的な政治路線に大きな影響を与えた一七世紀の「古来の国制」論、およびそれを提起したコモン・ロー理論について、その政治的な思考様式を明らかにすることに置かれている。

さて、このような「古来の国制」論に関する研究は、一九五七年に刊行された J・G・A・ポコックの『古来の国制と封建法 (Ancient Constitution and Feudal Law)』¹⁾ という先駆的な業績によってにわかに脚光を浴びるようになった。その後、ポコックによって喚起されたこのテーマは、ポコックの見解に対する肯定と否定を含む、さまざまな観

点からの研究業績を生み出してきた。ここではこうしたとくに英米におけるこれまでの研究史の整理を試みておくことにしたい。ポコックは、一七世紀イングランドの現実の政治社会において支配的な政治言説であつたのがコモン・ローヤーたちによって展開された「古来の国制」論であつた事実を指摘し、かれはそれを「コモン・ロー・マインド」と名づけ、ステュアート王権に対抗する当時最も有力な政治言説であつたと主張した。そしてこの「コモン・ロー・マインド」は、イングランド特有の政治的メンタリテイを形成しており、それゆえ「古来の国制」論を説いたコモン・ローヤーたちの思考は、当時大陸ヨーロッパで流行した人文主義の知的雰囲気とは切り離された、イングランドに固有のコンヴェンションナルな観念に根ざした「島国的性格」のものであつたと指摘した。

こうしたポコックの議論は、一方で七〇年代に登場する実証主義の歴史家たちからの批判に晒されることになる。実証主義者たちの批判的考察によれば、前期ステュアート朝時代、とりわけジェームズ治世時代は、「調和とコンセンサス」に基づく対立不在の時代であつたとされ、コモン・ローヤーの伝統的な国制観念とジェームズらの政治理念はともに共通の枠組みに立脚したものであつたとされる²⁾。こうして修正主義陣営から、「古来の国制」論のもつ絶対主義への抵抗イデオロギーとしての側面が否定されるとともに、他方で、当時のコモン・ローヤーの思考は、ポコックが説いたように、島国的性格のものでは決してなく、大陸ヨーロッパの知的パースペクティヴに通じていたとの指摘がなされるように

なつた²³。こうした主に修正主義陣営からの批判に対して、ポコックは、一九八七年にかつての作品の改訂版を出して、自説を修正するとともに反論も試みた²⁴。さらに、ポコックの研究は、ウィッグ的な研究を批判した修正主義史家に対する反批判として登場したJ・P・サマヴィルらのネオ・ウィッグ的な研究者のほか、アメリカの憲法思想史の研究者によつても継承され、さらに精緻な分析が試みられると同時に、「古来の国制」論がもつ反絶対主義のイデオロギーとしての側面が改めて強調された²⁵。

以上のような研究史のなかの対立軸を指摘するならば、それは以下の点に集約されよう。一般的に、ネオ・ウィッグ的な研究においては、かつてのウィッグ的解釈と総称される歴史研究と同様に、前期ステュアートの王権と議会との関係は、王権神授説に基づく絶対主義王権に対して、議会とりわけ庶民院がイニシアティブを獲得していく過程として描かれ、とくに議会の特権、臣民の諸権利が確立されていく時代として説明されてきた。その場合、王権と議会とのあいだには、前期ステュアード期を通じて、政治社会のあり方をめぐる原理的な対決が根深く存在していたと想定され、この政治原理の根本的対立こそが内乱（あるいは革命）の長期的な要因になつたのだと解釈されてきた。これに対して、修正主義的批判的解釈に従えば、一六〇三年から一六四〇年の長期議会の召集までの時期は、政治的対立の時代ではなく、むしろコンセンサスと調和の時代であつたとされる。この時代にはとくにイデオロギー上の根

本的差異はなかつたし、その意味で、一見、激しく対立しているかに見える相克も、マイナーな具体的争点をめぐつてであつたり、あるいは宮廷内部のパーソナルな権力闘争に庶民院がリンクエージしたことによつて惹き起こされていたものであると説明された。なかんずく、ジェームズ治世のジャコビアン時代の王権と議会には、宗教的争点と外交問題の見解について「効果的な妥協」²⁶が存在していた点を指摘し、両者のあいだの非対決的な性格が強調された。

たしかに、修正主義が指摘したように、一六〇三年以降の前期ステュアード期の政治過程を、四〇年代の内乱期の武力衝突へと至る直線的な連続性において把握する見方は適切であるとはいえない。ジェームズ治世期の対立がそのまま内乱へと至る必然性はないし、少なくともチャールズ一世による親政政治が開始される以前の、議会が開かれていた二〇年代末までの政治過程と、内乱へと突入した四〇年代の政治状況とは政治的アリーナの可能性という点で明らかに一定の差異が存在する。その意味でいえば、ジェームズ治世期とチャールズ治世期（とくに新政治の時代）とのあいだに一定の時代区分を設定することが必要であると思われる。それは、前者がまがりなりにも政治言語における一定の枠組を共有し、その解釈上の対立という形をとっていたことにより、政治的アリーナの可能性そのものが維持し得ていた時代であつたのに対し、後者は、この政治的アリーナそのものが破綻へと向かつたという点で決定的な違いが存在するからである。しかしながら他方で、ジェームズの即位

から一六二〇年代末までの政治過程が、こうした一定の政治言語の共有によって、「コンセンサスと調和」が存在した時代であったとも到底いえないように思われる。すなわち、ジェームズの統治理念と庶民院コモン・ローヤーの国制論とのあいだには、表面的あるいは形式的には一定の枠組みで議論がなされてはいても、その解釈上の違いは、その根底に統治理念の明らかな相違を孕んでいたからである。しかも、共通枠組みの解釈上の対立から生まれる実践上の帰結は、現実には、「絶対主義的」な統治と、「立憲主義的」な統治とのあいだの差異に相当するほどの対立的な性格のものであった。たしかに、共通の政治言語の上に立つて解釈上の対立が繰り広げられたことによって、一方で他者の完全なる否定を意味する「対立」は回避されていたといえよう。その意味で政治的アーリーナが機能し得ていた限りにおいて、後の内乱という武力衝突に至る必然性はなかつたといえる。しかし、共通の政治言語の解釈上の対立は、現実には、まったく相容れない性格の帰結を孕んだものである限りにおいて、そこには明らかに抜き差しならない対立の権図が存在していたのである。その意味で、「コンセンサスと調和」は、この時代を把握する視座としては正鵠を得ているように思われない。

本稿では、前期ステュアート朝時代の政治社会を考察するにあたって、二つの前提を立てて議論を進めている。一つは、前期ステュアート期の政治史をジェームズ治世期とチャールズ治世期（とくに二九年以降の親政政治の時代）とのあいだに時代区分を設けるといふ前提である。それ

は、ジェームズ即位後の前期ステュアート期の歴史過程を内乱ないし革命へのハイ・ロードと捉え、必然的な歴史のコースを描きがちなウィックグ史観や、両者のあいだに同質かつ連続的な対立の構図を見て取るネオ・ウィックグ的な歴史認識とも、また逆に前期ステュアート期を「コンセンサスと調和の時代」とみなし、原理的な対立の不在を説く修正主義とも一線を画すものである。もう一つの前提は、それにもかかわらずでジェームズ治世期において後の四〇年代初頭までの時代を通底するある種の根深い政治的対立が存在していたという前提である。それは、一六〇三年から一六二九年までの議会が開かれていた時代にも、突き詰めるところ和解しがたい二つの統治理念の対立が当時の政治論争のなかにすでに存在していたという理解に立っている。「古来の国制」論のなかで古来のコモン・ローに基づく統治を主張したコモン・ローヤーたちと、神授権論の上に「法に従う良き君主」を説いたジェームズらの統治理念とのあいだには、王権や議会の政治的権威の所在という点においても、また国王大権の性格づけの点においても、明らかに容易には和解しがたい対立的な論点が存在していた。こうした対立は、本稿で指摘するように、戦時等の非常時における国王大権の捉え方において最も明瞭かつ鋭角的に現れているといつてよい。もとよりここでの対立は、国王側においても庶民院およびコモン・ローヤーの陣営においても、一定の政治言説の伝統が共有され、その解釈上の対立という形をとっていた限りににおいて効果的な妥協が可能ではあった。本稿の課題の一つは、こうした前

期ステュアート期に存在していた対立の性格、あるいは対立軸の所在について考察することにある。

他方、こうした対立がコンセンサスかといつたいわゆる修正主義論争とは別に、「古来の国制」論を扱った従来の研究は、先駆的な研究であるポコックはもとより、その後の代表的な研究であるサマヴィルやバジスの研究においても、相対的にアプローチが静態的で、前期ステュアート期を一個の時代として把握し、そこに存在した言説（デイスコース）を分析するという手法に止まっている傾向がある。こうした傾向は、とりわけポコックとサマヴィルにおいて顕著である。そこには、一七世紀の「古来の国制」論が誕生した起源や、それが形成される際に依拠したコンヴェンショナルな種々の言説、さらにはそこから展開された思考様式のありようについて、必ずしも十分な究明がなされているとはいえない。本稿の課題は、イギリス政治史において立憲主義と議会主義を導いた「古来の国制」論という政治言説が、いつ、どのようにして生まれたのか、その起源と形成過程を、デイスコースの連続と変容というコンテキストのなかで明らかにしていくことである。すなわち、どのような現実の政治状況のなかで、いかなる意図ないしは動機をもって、どのような言説を受容し、かつそれをどのように読み替えていったのか、を検討することにより、政治社会における政治言説ないし政治言語のダイナミズムを、あるいは政治的レトリックの展開を明らかにすることが、本稿の主たる狙いである。

二 研究アプローチの方法

本稿では、前期ステュアート朝時代のコモン・ローの言説を「政治言説 (political discourse)」、あるいは「政治言語 (political language)」として扱い、考察を進めていく。冒頭のカール・シュミットの言葉に端的に示唆されているように、ある特定の民族や国家の「政治的生活」の形成は、「法的生活」の思考様式と密接な連関を持っているといつてよい。その意味で、ある一定の時代、ある一定の民族において見られた支配的かつ典型的な法的思考様式を探り出すことは、その時代、その民族の政治的生活の固有の性格を浮き彫りにする作業であるといえる。とりわけ、法曹集団としてのコモン・ローヤーが、同時に庶民院の主たる担い手でもあった一七世紀イングランドにあつてはなおのこと、法的思考と政治的生活の連関は格別の意味を持っていたといえよう。B・P・レーバックは、「一六〇三年にジェームズ一世が即位してから一六四二年に内乱が勃発するまでの間、法学者たちはイングランドの政治において際立った役割を果たしていた。その法曹界のなかで最も大規模かつ支配的な主流をなしていたのがコモン・ローヤーであり、かれらは実際、議会運動の主人公としての評判を得ていた」と指摘する。

周知のように、イングランドでは古くから法律家のギルドとしての法

曹学院 (Inns of Court) を中軸とした「法曹一元化制度」が実現し、イングランド法の研究も法律家養成の教育も主として法曹学院によっておこなわれてきた。他方、イングランドでは大学における法学の講義は中世以来、イングランド法ではなくローマ法と教会法に限定されていた。こうしたことから、少なくともコモン・ローに関するかぎり、学説を担う法学者と、法実務を担当する裁判官および弁護士などの法律家はともに法曹学院によって輩出され、ある程度一体化されていたといつてよい²⁸⁰。他方、議会の役割については、元来それは「最高裁判所 (High Court of Parliament)」としての機能をそなえていたことから、議会の政務を遂行するうえでもコモン・ローヤーは欠かすことのできない存在であった。当時のイングランドにおいて、コモン・ローヤーは、法学説と裁判実務と統治のトリアーデを形成し、そのなかで大きな影響力を持っていたのである。

「ついで、本稿が「古来の国制」論あるいはコモン・ロー理論を考察する際にその考察対象としてしばしば取り上げる一群のコモン・ローヤーたちがここに構成される²⁸¹。すなわち、エドワード・クック (Sir Edward Coke, 1552-1634)²⁸²、トマス・ヘドレー (Thomas Hedley, ?)²⁸³、ウィリアム・ヘイクウエル (William Hakewill, 1574-1655)²⁸⁴、シームズ・ホワイトロック (Sir James Whitelock, 1570-1632)²⁸⁵、ジョン・ドッドリッジ (Sir John Doderidge, 1555-1628)²⁸⁶、ジョン・セルトン (John Selden, 1584-1654)²⁸⁷、ジョン・グランドフェル (Sir John

Glanville, 1586-1661)²⁸⁸、ヘンリー・フィンチ (Sir Henry Finch, 1558-1625)²⁸⁹、ヘネージ・フィンチ (Sir Heneage Finch, ?-1631)²⁹⁰、ウィリアム・ノイ (William Noy, 1577-1634)²⁹¹、ダウリー・デイグス (Sir Dudley Digges, 1583-1639)²⁹²、ジョン・ハイダース (Sir John Davies, 1569-1626)²⁹³ といった、相当の学識をもつ一級の法学者として、裁判官その他の官職や上級法廷弁護士等として法実務家でもあり、かつ庶民院における代表的な政治家でもあったような一群の人びとが、一定の言説のまとまりを持った考察対象として構成されるのである。そして、ステュアート朝が開始され、絶対主義的な言説と政策に直面し、イングランドの国制の伝統が揺るがされた時、かれらのこうした能力、資質、経験は、伝統の解釈行為を通じて本格的な政治言説を形成するのに十分であったし、絶対主義への実際的で、かつ理論的な抵抗は、彼らにおいて他になかった。一七世紀イングランドの政治史を通底している主旋律は、かくのときコモン・ローヤーによって展開されたコモン・ローにもとづく国制論にほかならなかった。当時のイングランドは、政治および国制の構造転換の時代にあたり、こうした構造変化は、とりもなおさず当時の支配的な政治言説を形成していたコモン・ローヤーたちの言語、あるいはその語用 (the way of using) のなかに刻印されているといつてよい。それは、時に明確な政治的意図をもって進められた解釈行為であった。本稿が、コモン・ローヤーの法言語を、当時の現実政治を導いた政治的言説として考察するゆえんがここにある。

こうした研究目的に立つ本稿では、方法論上、考察の対象として、際立った特徴を持つ頂点的な思想家ではなく、その時代の一般的な政治的態度を表現している典型的かつ代表的な諸人物を、かつ集合的に取り扱っていくことになる。それは、実践的な政治的行為との密接な結びつきを持った「言説 (discourse)」の位相に照準を当てて考察をおこなうことによつて、当時の現実政治と「イデオロギー (ideology)」との絡み合いを政治的に再構成しようとする試みである。本稿では、コモン・ローヤーという当時の政治社会を担っていた人びとの間で共有されていた政治的・法的な思考枠組みを確認しながら、この時期の政治社会を動かしていた支配的・典型的な政治言説を探り出していくことを狙いとしている。それは、国制や法の形成をその背後で支えているところの法意識あるいは法文化の様態を歴史的に探り出すことを通じて、政治社会の基礎づけをめぐる政治的な知の様式を浮かび上がらせようとするものである。そこには、政治的権威を根拠づける際の英国特有の形式の端緒となるべき政治的思考が見出されるであろう。

こうした視座に立つ本稿の考察は、その採用した方法的アプローチの手法から言つて、時として多分に「構想力」に頼つて叙述を展開せざるをえない側面を持つ。まず第一にそれは、本考察の扱おうとした資料的素材が体系的な思想を表現したひとりの思想家のテキスト群ではなく、法曹としてあるいは政治家として当時の活動的生活に従事する複数のコモン・ローヤーたちの言説であることによる。そうした言説は、その言

語行為における表出の場と目的から見て、どうしても断片的・散発的な形で表現される傾向があるといわざるをえない。とくにそれが、法書として刊行された著作の言説ではなく、議会における発言として議事録に残された言説の場合、概してこうした断片的傾向はいつそう強まることになる。このような個々の論者とその表出された言説を、伝記的記述あるいは実証的な歴史的知識の並列的・通時的な記述ではなく、当然に予想される論者間の偏差を時としてあえて捨象する危険を冒すことになつたとしても、そうした個々の言説の背後にあつて、おそらく共有されていたと思われる一定の集合的な思考の活動とその様式を紡ぎだし、これらの政治的な知の基本的枠組みを発見的かつ原理的に再構成しようとする時、そこでは必然的に、そうした言説化された個々の素材を構造化する、こちら側の研究主観による「構想力」が方法論上要請されることとなる。したがつて、本稿の研究は、もとより実証的な歴史叙述を目指すものではあるものの、それは時として研究主観による種々「理念型」的な思考操作の結果としての「発見的方法」の側面を持つことをあらかじめ言明しておかなければならないと思う。一定の「距離化」された地点から再構成された、当時の論者たちについてのカテゴリー区分は、当時の本人たちにおいてはあるいは「自覚化」されていない場合もあるかもしれない。実際、クックとセルデンの例に典型的に見られるように、思想的位相でのカテゴリー化は、必ずしも当時の人物間の現実政治での協働・対立関係という歴史的位相のカテゴリー化と一致するとは限らな

い。

また他方、これは当然のことながら、当時の複数のコモン・ローヤーたちがそれぞれ示していた理解をカテゴリー化しようとする際、何を歴史観測の定点として設定するかによって、ある程度、結果は異なってくるをえない。その意味から、本考察の視座は、なによりも、「古来の国制」論とコモン・ローの基礎づけをめぐって当時のコモン・ローヤーたちに共有されていたより集合的な思考の活動、あるいはより標準的・典型的な思考の様式の分析にあるという点を確認しておきたい。

三 本稿全体の構成

最後に、本考察全体にわたる内容上の構成について、簡潔に概観しておくことにしたい。まず第一章では、一七世紀の前期ステュアート期の庶民院コモン・ローヤーたちが現実政治のなかでステュアート王権の絶対主義的諸政策に対抗して、「古来の国制」論を展開していく際に最も影響力のある言語的文脈 (linguistic context) となっていたイングランドの国制論の伝統について考察を進める。かれらコモン・ローヤーが「古来の国制」に言及する際に頻繁に依拠したのは、一三世紀のヘンリー・ブラクトン、一五世紀後半のジョン・フォートレスキュー、一六世紀のトマス・スミスであった。一般的に権威的著書とみなされる彼ら三人の著

作を通じて、「イングランドの法と慣習」、「法に従う統治」、「古来の不変の慣習」、「政治的かつ王権の統治」、「立法と課税における議会の同意」、「議会における国王」など、一七世紀のコモン・ローヤーの政治的・法的な思考に重要な素材を提供したと思われる観念を取り上げ、イングランドの法と国制に関する伝統的な言説の連続性を確認することが第一章の課題である。それは、一七世紀コモン・ローヤーに見られたイングランド特有の「コモン・ロー・マインド」の知的源泉を、イングランドの伝統的国制論のなかに探っていく作業である。

続く第二章では、前期ステュアート期のコモン・ローヤーに影響を与えたと思われる当時の大陸ヨーロッパの知的パースペクティヴについて考察をおこなう。それは、ルネサンス人文主義の知的態度とローマ法学の概念および思考法である。その知の様式を確認し、それらがイングランドのコモン・ローヤーにどのように影響を与えていたのか、その道筋を歴史的にたどることが第二章の課題である。それは、イングランドの「古来の国制」を擁護したコモン・ローヤーたちが、イングランド固有の伝統のなかで閉じた思考法に立脚していたわけでは決してなく、彼らコモン・ローヤーの思考様式が、ルネサンス人文主義とローマ法学についての豊かな洞察と学識をもとに営まれていたことを立証しようとするものである。彼らが一七世紀初期に展開した「古来の国制」論あるいは古典的コモン・ロー理論とは、一方でブラクトンやフォートレスキュー、スミスといったイングランドの伝統的国制論に依拠しながら形成された

ものであったが、同時にそれは、当時の大陸ヨーロッパのルネサンス人文主義とローマ法学の影響なしには決して構築し得ない内容と性格のものであった。第一章のイングランドの国制論の伝統、とりわけフォーテスキューの国制論が前期ステュアート期のコモン・ローヤーに提示したものが、「歴史性」ないし「古来性」の観念であったとすれば、ルネサンス人文主義およびローマ法学が提供したのは、「理性」ないし「合理性」の契機であった。当時のコモン・ローヤーたちは、フォーテスキューを中心とするイングランドの伝統的国制論を、大陸の知的パースペクティヴを媒介としながら、新たな様式において読み替えていたのであり、そこにイギリスの近代立憲主義の原型となる「古来の国制」論および古典的コモン・ロー理論が形成されたのである。それは、「古来性」と「理性」の二つの契機を総合するところに成立していたといえる。

第三章では、以上のようなイングランドの伝統的国制論と大陸ヨーロッパの知的伝統をもとに展開された一七世紀の「古来の国制」論およびそれを支えた古典的コモン・ロー理論について、当時のコモン・ローヤーが著した法書やパンフレット、さらには彼らの庶民院における議会議演説などをもとに考察を進めていく。ここでは、コモン・ローを「慣習としてのコモン・ロー」の位相と「理性としてのコモン・ロー」の位相という二つのカテゴリーに分けて考察をおこなう。そしてコモン・ロー理論が、「古来の慣習」という構成要素と、自然法（理性の法）や神法に由来する「理性」という構成要素とが相互補完的に結合した型の思考様

式に立脚していた点を明らかにしていく。その際、本来はすぐれて地域的な所産であるはずの「慣習」に由来したコモン・ローが、制定法の形式を採ることなく不文法としての様式を維持したまま、なにゆえに近代国家の一般法となり得たのか、が問われることになる。と同時に、それはまた、イギリス特有の立憲主義の形態、すなわちイギリス特有の「法の支配」の原理が、特定の人的権威ではなく、「時の叡智」によって「検証された理性」に基づき、道徳的規範力を帯びた *ius* としての法を、国家の基本法とするところに成立している点を明らかにするものでもある。このように第三章の考察は、当時のコモン・ローヤーのとくに政治的・法的な思考様式の枠組みを考察することに狙いが向けられている。

第四章では、以上のようなコモン・ローに依拠した「古来の国制」論の具体的な特徴を明らかにしていく。それは、第三章までの考察で確認したようなコモン・ローの思考様式あるいは思考枠組みに立脚して立憲君主制を構想しようとしたとき、そこにどのような国制の形態が帰結するのかについての確認作業であるといつてよい。当時のコモン・ローヤーが展開した古来の国制とは、「コモン・ローによって統治された立憲君主制」という国制モデルを意味していた。とくに第四章では、議会と制定法の権能、裁判官の位置、国王大権、臣民の自由といったイギリス立憲主義の統治構造の核に位置する問題群が、それぞれどのような位置づけを与えられることになるのかについて考察する。こうした考察を通じて明らかにされるのは、当時のコモン・ローヤーが「古来の国制」

論のなかでめざした統治形態とは国王の絶対的大権（戦時の非常大権を含む）に対する「コモン・ロー」と議會を通じた二重の制限を図る点に集約されるものであったという点と、それゆえにコモン・ローの至上性と議會権力の絶対化という一見矛盾し合つ二つの契機が逆に相互補完的に同時進行したという事実であり、さらにそうした一連のプロセスが臣民の自由にとつての基盤とされた「絶対的プロパティ」の觀念に基づいていたという点である。

第五章では、前期ステュアート期におけるコモン・ローとローマ法の關係、そしてジェームズ一世の政治的態度について考察を試みる。その際、一六一〇年議會で起きたローマ法学者ジョン・カウエルの事件を手掛かりとしながら、議論を進めていく。すなわち、カウエル事件の考察を通じて、当時のコモン・ローとローマ法の關係、コモン・ローヤーにとってローマ法が持つ両義性（ローマ法の学問的有益性と政治的危険性）を明らかにしていくことが第五章の課題の一つである。と同時に第五章の考察は、「古来の国制」論の形成において一六一〇年議會が果たした歴史的意義を確認することに狙いが置かれている。本稿が強調する重要な論点の一つは、「古来の国制」論の端緒、あるいはその原型が、一般的に言われるように、必ずしもエドワード・クック個人によるものではなく、「時の叡智」による「検証された理性」の觀念を提起し、コモン・ローの古來性と理性との融合を図つたトマス・ヘドレイヤ、「コモン・ローの摂理」と「議會の絶対的権力」の議論を展開したウィリア

ム・ヘイクウィル、ジェームズ・ホワイトロックら、当時の庶民院に議席を有した一群のコモン・ローヤーたちの言説に負うところが大きかつたという事実である。一六一〇年議會におけるカウエル事件の考察は、こうした一六一〇年議會のもつ意義と、これを境に明らかになる、エリザベス治世後期からステュアート朝期へと移行するなかで起きたコモン・ローヤーたちの法的・政治的態度のシフトを浮き彫りにしようとする試みでもある。

もとより、本稿は、コモン・ローについての専門的な法学研究を意図したものではない。それゆえ、当時の裁判所で運用されていたコモン・ローの細部にわたる具体的な実体や、個別の判例について専門的に評価を行おうとしたものではないことは予め確認しておきたい。本稿が考察の狙いとするところは、むしろコモン・ローが当時の現実政治のなかで果たしていたイデオロギー的側面を検討することにある。それは言い換えれば、当時のコモン・ローヤーが駆使した「レトリック」としての政治を歴史的に探求するものである。かれら前期ステュアート期のコモン・ローヤーが展開したコモン・ローの説明は、コモン・ロー成立の歴史的事実を必ずしも正確に表現しているわけではない。それは、ある意味で、前期ステュアート期の「歴史的現在」に立つてその政治的要請から構築されたある種のイデオロギーであり、現実政治を導くための「政治的レトリック」であつたといふことができる。

一七世紀の前期ステュアート朝時代に「モン・ローに基く」古来の「国制」論が展開されるなかで、「モン・ロー」の歴史的成立の実体を越えて、そこには、どのような政治的思考様式が働き、どのような政治的トリックが構築されたのかを、当時の「モン・ローヤー」の言説のうちにたどること、それが、本稿の基本的な構想にほかならない。

¹ カール・シユリット「危機の政治学」長尾龍一他訳（清水幾太郎編『現代思想』第一巻、タキヤモンド社、一九七三年）、一四七頁。

² 前期ステュアート期の政治史についてはズトを参照。Samuel R. Gardiner, *History of England from the Accession of James I to the Outbreak of the Civil War, 1603-1642*, London, 1883-4; Roger Lockyer, *The Early Stuarts : A Political History of England 1603-1642*, Second Edition, London and New York, 1999; Graham E. Seel and David L. Smith, *The Early Stuart Kings, 1603-1642*, London and New York, 2001. また前期ステュアート期と後期ステュアート期の通史として、Angus Stroud, *Stuart England*, London and New York, 1999. あるいは前期と中期と後期ステュアート期のそれぞれを論じたDavid L. Smith, *The Stuart Parliaments 1603-1689*, London and New York, 1999. なお、邦語文献として、浜林正夫『増補版「イギリス市民革命史」』未来社、一九七一年。

³ 空位期のクロムウェルを中心とした議会と国制をめぐる政治史については、さしあたって以下を参照されたい。拙稿「クロムウェルと議会 神的「モンウェル」と伝統的国制とのほさまで」田村秀夫編『クロムウェルとイギリス革命』（聖学院大学出版、一九九九年）。

⁴ 王政復古期の政治史については以下を参照。Ronald Hutton, *The Restoration : A Political and Religious History of England and Wales 1658-1667*, Reprinted, Oxford, 2001; John Miller, *The Restoration and the England of Charles II*, Second Edition, London and New York, 1997. 後期ステュアート期の政治史と国制論については以下を参照。Melinda S. Zook, *Radical Whigs and Conspiratorial Politics in Late Stuart England*, Pennsylvania, 1999; Howard Nenner (ed.), *Politics and the Political Imagination in Later Stuart Britain : Essays Presented to Lois Green Schwoerer*, Rochester, 1997. またチャールズ二世の統治についてはズトを参照。John Miller, *After the Civil Wars : English Politics and Government in the Reign of Charles II*, Edinburgh, 2000. ショートと中世の統治についてはズトを参照。Michael Mullett, *James II and English Politics 1678-1688*, London and New York, 1994; John Miller, *James II*, New Haven and London, 2000. なお、邦語文献として、浜林正夫『「イギリス名譽革命史（上・下）」』未来社、一九八二、一九八三年。

⁵ チャールズ二世の親政政治については以下を参照。Kevin Sharpe, *The*

Personal Rule of Charles I, New Haven and London, 1992; L.J.Reve, *Charles I and the Road to Personal Rule*, Cambridge,1989; Charles Carlton, *Charles I: The Personal Monarch*, Second Edition, London and New York,1995. 40,50,70チャールズ一世の親政政治か1640年代初期の長期議会の時代を対象に、君主制が崩壊しつつく政治的を考察したもので、
 ヲリッパ Conrad Russell, *The Fall of the British Monarchies 1637-1642*, Oxford,1995.

⁹ 一六四〇年代の乱闘における國權論、ウリマニ國王を頂点とする統一的國權論を擁護しつつ体制改善を図ることを言説を考察したもので、以下に参照。David L. Smith, *Constitutional Royalism and The Search for Settlement, c.1640-1649*, Cambridge,1994.

⁷ ショーヴスに引くゴッホセドトを参照。Roger Lockyer, *James VI & I*, London and New York,1998; Daniel Fischlin and Mark Fortier (ed.), *Royal Subjects: Essays on the Writings of James VI and I*, Detroit, 2002; Christopher Durston, *James I*, London and New York, 1993.

⁸ ショームス治世最初の議会は、一六〇四年に召集され、一六一一年二月九日に解散せられた。以下の通り、計五回にわたって会期が開かれた。すなわち、第一会期(1604.3.19- 7.7) 第二会期(1605.11.5- 1606.5.27) 第三会期(1606.11.18- 1607.7.4) 第四会期(1610.2.9- 7.23) 第五会期(1610.9.16- 12.6)° なお、ショームス治世最初のこの議会の議事録として

存在するものが存在する。第一会期と第三会期の庶民院における議事録は、
 ヲリッパ(第二会期の議事録は存在しない) Sir Edward Montagu, 'Journal by Sir Edward Montagu in the House of Commons', in *Historical Manuscripts Commission*, Buccleuch MSS, vol.3, pp.78-91;107-17. 同く、
 第三会期の庶民院の議事録を編纂したもので、
 ヲリッパ Robert Bowyer, *The Parliamentary Diary of Robert Bowyer, 1606-1607*, edited by David Harris Wilson, Minneapolis, 1931. 一六一〇年の第四会期における議事録と庶民院の議事録を編纂したもので、
 ヲリッパ Elizabeth Read Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610*, 2vols,vol.1.(House of Lords), vol.2 (House of Commons), New Haven,1966, II, p.175. 同く、
 第四会期の庶民院の議事録を編纂したもので、
 ヲリッパ Samuel Rawson Gardiner (ed.), *Parliamentary Debates in 1610*, New York, 1862. 第五会期の庶民院の議事録を編纂したもので、
 ヲリッパ A Record of Some Worthy Proceedings: in the Honorable, Wise and Faithful House of Commons in the Late Parliament [Amsterdam:s.n.], 1611 (STC:7751).

⁶ 一六一四年議会は、一回の会期(1614.4.5- 7.7)が開かれ、同年七月十七日をもって解散。一六一四年議会の庶民院の議事録については以下を参照。
 Maija Jansson(ed.), *Proceedings in Parliament 1614 (House of Commons)*, Philadelphia, 1988.
¹⁰ 一六一二年議会は、一回の会期(1621.1.30- 12.18)が開かれ、翌一六一

一月十六日に解散された。一六二二年議会の庶民院の議事録は以下を参照。 Wallace Notestein, Frances H Relf and Hartley Simpson (ed.), *Commons Debates, 1621*, New Haven, 1935.

¹ 一六二四年議会は、一回の会期(1624.2.19-5.29)が開かれた後、一六二五年三月二十日、シエームス一世の死去により自動的に解散。一六二四年議事録のごとく、その議事録が存在しない。庶民院の議事録は以下を参照。

Sir John Holles, *The Holles Account of Proceedings in the House of Commons in 1624*, transcribed by Christopher Thompson, Orset, 1985; Sir Nathaniel Rich, *Sir Nathaniel Rich's Dairy of Proceedings in the House of Commons in 1624*, transcribed by Christopher Thompson, Wivenhoe, 1985. 貴族院の議事録は以下を参照。 Samuel Rawson Gardner (ed.), *Notes of the Debates in the Lords: officially taken by Henry Elsing, Clerk of the Parliaments, A.D. 1624 and 1626; ed. from the Original MS. in the Possession of E.G. Carew, Esq.*, Camden Society, New Series, No.24, 1879.

² チャールズ治世最初の議会は、一六二五年に召集された。一回の会期(1625.6.18-8.12)が開かれ、同年八月二日をもって解散。なお、チャールズ治世最初の議事録のごとく、その議事録を参照。 Maija Jansson, and William B. Bidwell (ed.), *Proceedings in Parliament 1625*, New Haven and London, 1987. また庶民院の議事録は以下を参照。 Samuel Rawson

Gardiner (ed.), *Debates in the House of Commons in 1625; ed. from a MS. in the Library of Sir Rainald Knightley, Bart.*, Camden Society, New Series, No.6, 1873.

³ 一六二六年議会は、一回の会期(1626.2.6-6.15)が開かれ、同年六月五日をもって解散。一六二六年議会の議事録のごとくは以下を参照。 William B. Bidwell and Maija Jansson (ed.), *Proceedings in Parliament 1626*, 4vols., New Haven, 1991-6.

⁴ 一六二八年議会は、第一会期(1628.3.17-6.26)、第二会期(1629.1.20-3.10)の二回開かれ、一六二九年三月一日に解散。一六二八年議会の議事録は以下を参照。 R.C.Jonson, M.F.Keeler et al, eds., *Proceedings in Parliament 1628*, 6vols, New Haven, 1977-83 (The first 4 volumes are entitled *Commons Debates 1628*).

⁵ 一六〇四年から一六二九年までの庶民院のチャーターの編纂は以下を参照。 上記、並びに挙げた如く議事録の存在、そのおのちの使田など。 *A Complete Collection of State Trials and Proceedings for High Treason and Other Crimes and Misdemeanors*, compiled by T. B. Howell, Esq., 21vols, vol.2 (James I. To 3 Charles I. ... 1603-1627), Reprinted, New York, 2000; John Rushworth, *Historical Collections of Private Passages of State, Weighty Matters in Law, Remarkable Proceedings in Five Parliaments. Beginning the Sixteenth Year of King James, ANNO 1618.*

And Ending the Fifth Year of King Charls, ANNO 1629, London, 1659.

¹。前期ステュアート朝時代に焦点を当てた日本における研究として、たとえば税制に関しては以下のような詳細な研究がある。酒井重喜「イギリスの関税徴税請負制(2) 初期ステュアート朝における「大請負」の展開」『熊本商大論集』第34号(2)、同「イギリスの関税徴税請負制(3) 初期ステュアート朝における「大請負」の展開」、『熊本商大論集』第34号(2)、同「イギリスの関税徴税請負制」、『雑請負』の展開」号(3)、同「初期ステュアート朝期の関税徴税請負制」、『熊本商大論集』第35号(2)、一九九八年、同「一六二六年と一六二八年の船舶税」、『熊本学園大学経済論集』第8号(3)4、二〇〇二年。その他、前期ステュアート期のイングランドの外交と国際関係をとくに当時の国際プロテスタント同盟の文脈で考察したものととして以下のものがある。岩井淳「初期ステュアート期の外交政策と国際関係」、『人文論集』：静岡大学人文学部人文学科研究報告』第五一号(1)、二〇〇〇年。他方、とくに経済史の観点からジエームズおよびチャールズの治世を研究したものととして、常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会』岩波書店、一九九九年、第五章。また憲法思想の分野においてエドワード・クックについて研究したものととして、安藤高行『近代イギリス憲法思想史研究』ヘーロンからロンドンへ(御茶の水書房、一九八三年)、第一章。ならにクックとホッソンの比較考察をおこなったものとして、安藤高行『一七世紀イギリス憲法思想史』ホッソンの周辺(法律文化社、一九九三年)、第一章、などがある。

¹ Robert E. Ruigh, *The Parliament of 1624 : Politics and Foreign Policy*, Massachusetts, 1971, p. 8.

² James R. Stoner, *Common Law & Liberal Theory : Coke, Hobbes, & the Origins of American Constitutionalism*, Kansas, 1992, p. 8.

³ Glenn Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution : An Introduction to English Political Thought 1603-1642*, London, 1992, pp. 116, 119, 138, 174.

⁴ この点については、たとえば以下を参照。村岡健次『新装版ヴィクトリア時代の政治と社会』(ミネルヴァ書房、一九九五年)、第一部。柴田卓弘『イギリス自由主義の展開』(早稲田大学出版部、一九九一年)。

⁵ J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law : A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1957.

⁶ この点については、修正主義研究に道を開いたのがコンラッド・ラッセルである。
 Conrad Russell, *Parliaments and English Politics 1621-1629*, Oxford, 1979; Russell, *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990; Russell, *Unrevolutionary England*, 1990; Russell, *The Fall of the British Monarchies 1637-1642*, Oxford, 1991. まことにその論議は、二〇一〇年代なかばの R. エルトンに見られ、G. R. Elton, 'A High Road to Civil War', in Elton, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*,

England, 1603-1640, London, 1986 (ditto, *Royalists and Patriots : Politics and Ideology in England 1603-1640*, Second Edition, London, 1999; Sommerville, 'Absolutism and Royalism' in J.H.Burns and Mark Goldie (ed.), *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, Cambridge, 1991; Sommerville, 'The Ancient Constitution Reassessed : the Common Law, the Court and the Languages of Politics in Early Modern England' in Malcolm Smuts (ed.), *The Stuart Court and Europe : Essays in Politics and Political Culture*, Cambridge, 1996; Sommerville, Ideology, Property and the Constitution', in Richard Cust and Ann Hughes (ed.), *Conflict in early Stuart England : Studies in Religion and Politics 1603-1642*, Cambridge, 1989; Sommerville, 'English and European Political Ideas in the Early Seventeenth Century : Revisionism and the Case of Absolutism', *Journal of British Studies* 35 (1996) ; James R. Stoner, *Common Law & Liberal Theory : Coke, Hobbes, & the Origins of American Constitutionalism*, Kansas, 1992; Ellis Sandoz (ed.), *The Roots of Liberty : Magna Carta, Ancient Constitution, and the Anglo-American Tradition of Rule of Law*, Columbia, 1993; J.G.A.Pocock(ed.), *The Varieties of British Political Thought, 1500-1800*, Cambridge, 1993; Janelle Greenberg, *The Radical Face of the Ancient Constitution : St Edwards' "Law" in Early Modern Political Thought*,

Cambridge, 2001.

²⁹ Irene Carrier, *James VI and I, King of Great Britain*, Cambridge, 1998, p.1.

²⁷ Brian P. Levack, *The Civil Lawyers in England 1603-1641, A Political Study*, Oxford, 1973, p.1.

²⁸ ただし、伊藤正己「イギリス法学」(豊海純一、伊藤正己、村上淳一編『法学史』東京大学出版会、一九七六年所収)第 節「法学法」を参照せよ。

²⁹ 本注以下の「ロンドン」本稿が取り上げる一群の代表的「ロモン・ローヤー」について紹介をおこなうが、その際の説明は原則として主要な経歴にとつて、よくに彼らの著作や彼らに関する二次的な研究文献については、後に本文で引用した際にそのついで明示するにとつた。

³⁰ エドワード・ウィックはケンブリッジ大学トリニティ・カレッジを卒業の後、法曹学院インナー・テンプレ(Irner Temple)で国内法について学び、一五七八年から法律家として活動。その後、一五八九年の議会においてアルドバラー(Aldborough)の都市選挙区から庶民院議員に選出され、一五九二年議会ではノーフォークの州選挙区から同議員に選出された。一五九二年から九三年まで庶民院の議長を務め、一五九三年から九四年まで国王の最高の法律顧問である法務総裁(Attorney-general)に就任。その間に一六〇六年からはロモン・ロー裁判所の一つである人民間訴訟裁判所

(Common Pleas)の首席裁判官を、一六一三年からは同じくコモン・ロー裁判所の一つである王座裁判所(King's Bench)の首席裁判官を歴任。その後、ジェームズと対立して失脚した後、一六二〇年代からは公的活動の舞台を議会に移す。一六二二年議会、一六二四年議会、そしてチャールズ一世即位後の一六二五年議会、一六二六年議会、一六二八年議会において一貫して庶民院のリーダー的存在として反王権闘争を展開した。彼が執筆した四部からなる『イングラント法提要』の二三部からなる「判例集」は、近世に古典的コモン・ロー理論が確立する基礎となった。彼の経歴について以下を参照。Leslie Stephen and Sidney Lee (ed.), *Dictionary of National Biography*, London, 1908, vol.IV, pp.685-700. (以下、以下を「DNB」(登記)と「EJF」Edward Foss, *Biographia Juridica: A Biographical Dictionary of the Judges of England 1066-1870*, London, 1870, pp.174-9. (以下、以下を「BDJE」(登記)と「EJF」)とする。彼の上記の著作については以下を参照。Sir Edward Coke, *The Reports*, Pt.1-13 (in John Henry Thomas and John Farquhar Fraser's Edition, 6vols, Reprint, New Jersey, 2002); Coke, *The Institutes of the Laws of England, or a Commentary upon Littleton*, Pt.1-4 (in Francis Hargrave and Charles Butler's Edition, London, 1817).³⁾ トマス・ヘドリーは、一六〇四年から一六一一年のジェームズ治世第一議会において庶民院議員として活動。その後、一六一〇年議会では、賦課金の是非をめぐる論争のなかで、コモン・ローと憲法問題について明確なコモン・

ローヤーのなかでも最も体系的かつ精緻な議論を展開している。彼がこので展開した議論は、管見する限り、コモン・ローの至上性と議会の絶対性を機能的に組み合わせた一七世紀型の立憲君主制を表明した最初の体系的な国制論である。そこには、フォータスキューらのイングラントの伝統的国制論に見られたコモン・ローの古来性の言説と、ルネサンス人文主義とローマ法学の学識が総合しあって、新たな思考様式の下で国制論が展開されているのを確認することができる。ヘドリーの言説に関する本稿の分析において明らかに、彼の思考のなかには、中世ローマ法学や論理学の影響、ルネサンス人文主義の歴史研究を通じて該博な知識が随所に確認される。しかしながら、このヘドリーに関しては詳細な経歴はまったく不明であり、*Dictionary of National Biography* における取り扱われていない。それゆえ、この時代の国制論の研究においてはこれまでのように十分な検討がなされているとは言えない。一六一〇年議会におけるヘドリーの長大な演説については以下を参照。*Proceedings in Parliament 1610*, II, pp.170-197.

³⁾ ウィリアム・ヘイクウィルは、コモン・ローヤーで、当時の代表的な法制史家の一人。エリザベス治世末期から一六二九年まで一貫して庶民院議員に選出され、政治家としても活躍。オックスフォード大学エクセター・カレッジに入学し(学位は未取得)。その後、法曹学院のリンカンス・イン(Lincoln's Inn)におこつてコモン・ローを習得するとともに、政治学につ

いても知見を深める。その後、複数の選挙区から庶民院に選出された。エリザベス治世末期の1601年議会にはボシー（Bossiney）から、1604年から1611年のジェームズ治世最初の議会にはミッチェル（Mitchell）から、1614年議会および1621年議会にはアメルシャム（Amersham）から、1628年議会にはアマーシャム（Amersham）からそれぞれ選出された。1629年の議会解散の後、議会人生活から引退。ハイクウィルは、16世紀末期にはウィリアム・カムデン（William Camden）ロバート・コットン（Sir Robert Cotton）の主宰する考古家協会（Society of Antiquaries）に所属し、ルネサンス人文主義の語源学的歴史研究の方法を用いてイングランドの法制度を研究し、法制史家としても知られている。イングランド法制に関する彼の豊かな学識は、庶民院における彼の政治家としての活躍を後押しし、とくに賦課金が最大の争点となり、ジェームズ治世最初の本格的な国制論争が起こった1610年の議会では、コモン・ローと議會を軸とした古来の国制に関する長大な演説をおこなった。その後その草稿はくり返し複写され、前期ステュアート期のコモン・ローマに広く読まれた。そしてその草稿は、長期議会が開催された後の1641年に刊行されるに至った。彼の主な経歴については以下を参照。DNB, vol. VIII, pp. 894-5. なお、1610年議会でのハイクウィルの演説については以下を参照。A Complete Collection of State Trials and Proceedings for High Treason and Other Crimes and Misdemeanors, compiled by T.

B. Howell, Esq., 21 vols. Reprinted, New York, 2000, vol. II (James I. To 3 Charles I. ... 1603-1627), pp. 407-75. (『State Trials』巻四) ノの草稿を刊行した作品として William Hakewill, *The Libertie of the Subject: Against the Pretended Power of Impositions* (1641), reprinted in *Classics of English Legal History in the Modern Era*, New York and London, 1979. なお、考古家協会でハイクウィルその他のコモン・ローマが発表した諸論文はその一部が以下に収録されている。Thomas Hearne, *A Collection of Curious Discourse, Written by Eminent Antiquaries Upon Several Heads in Our English antiquities*, Oxford, 1720.

3. ジェームズ・ホワイトロックは、幼少期よりヘラルド・アーツの教育を施され、古典学と論理学を修得。オックスフォード大学セント・ジョンズ・カレッジに入学し、当時のオックスフォードのローマ法欽定講座の担当教授であったローマ法学者アルベリコ・ジェンティリー（Albertico Gentili）の下でローマ法を学ぶ。その後、法曹学院ミドル・テンプル（Middle Temple）においてコモン・ローを習得し、1600年から法律家として活動。またちょうどその頃からカムデン、コットンの主宰する「考古家協会」に参加し、ルネサンス人文主義の語源学的な歴史研究の方法に基づいてイングランド法制に関して多くの研究成果を残した。1610年議会にはウッドストック（Woodstock）選出の庶民院議員として、とくに賦課金をめぐる論争において、ハイクウィルらとともに際立った役割を果たす。その際に彼が

展開した国制論は、コモン・ローを基本法としての Constitution として定義づけることによって前期ステュアート期の国制論に大きな足跡を記した。その後、一六二四年議會、一六二二年議會において庶民院の代表的な論客として活躍。一六二四年からコモン・ロー裁判所の一つである王座裁判所の裁判官となる。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol. XXI, pp. 118-9; *BDJE*, pp. 721-2. また彼の二六〇年議會における演説は以下を参照。 *State Trials*, II, pp. 477-520

³ ジョン・トッドリッジは、オックスフォード大学エクセター・カレッジで学士号 (B.A.) を取得の後、法曹学院のミドル・テンプルでコモン・ローを習得。一六〇三年に上級法廷弁護士 (serjeant-at-law) となり、一六〇四年に法務次長 (Solicitor-General) に任命される。一六〇四年から一六一一年のジェームズ治世最初の議會においてホーシャム選出の庶民院議員となり、賦課金の争点をめぐる庶民院の一連の論争のなかで主要な役割を果たした。一六二二年にコモン・ロー裁判所の一つである王座裁判所の裁判官に任命される。彼は、コモン・ローと同時に、ローマ法と教会法の高度な学識を備えていたことで知られる。さらに、かれはルネサンス人文主義の豊かな知的教養を持ち合わせ、哲学、論理学その他の人文諸学に広く通じていた。また法学の語源学的な歴史研究に関心を示し、カムデンやコックトンらによる一五八八年の「考古家協会」設立の当初からメンバーに加わり、イングランド法の語源学的な歴史研究に従事していた。彼の経歴につ

いては以下を参照。DNB, vol. V, pp. 1062-3; *BDJE*, pp. 223-4.

³ ジョン・セルデンは、オックスフォード大学を学位未取得のまま退学し、その後、法曹学院インナー・テンプルでコモン・ローを習得。彼は、法実務家というよりは、当時の最も優れた法制史家として知られ、考古家協会でカムデンやコックトンらと知的交流を結び、ルネサンス人文主義の知的影響をつよく受けた法学者の一人である。人文主義的な歴史研究に基づいて過去のイングランド法制に関する数多くの著作を刊行している。また、一六一六年には、フォーテスキューの『イングランド法の礼儀について』の英訳版を自ら序文を付けて出版している。一六二〇年代はもっぱら議會活動に従事し、クックとともに庶民院の討議において重要な役割を果たした。とくに、過去のイングランド法と議會に関するセルデンの該博な知識は、庶民院において臣民の自由と議會の特権を擁護する際に大いに役立った。一六二一年には、庶民院の議員ではなかったけれども、有名な『抗議文』の作成にアドバイザーとして求められて参画した。その後、ジェームズ治世最後の二六二四年議會、チャールズ治世の二六二六年議會、一六二八年議會と庶民院議員として選出され、とくに『権利請願』の草案作成においてはクックとともに際立った役割を果たした。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol. XVII, pp. 1150-62.

³ ジョン・ヴァンザイルは、法曹学院リンカーンズインで法学研究を受け、一六一〇年頃からコモン・ローヤーとして活動。一六三七年に上級法廷弁

護士となる。ジエームス治世第二議会にあたる一六二四年議会で初めて庶民院議員となり、以降、一六二二年議会、一六二四年議会、さらにチャールズ治世下の二六二五年議会、一六二六年議会、一六二八年議会と、すべての議会で継続的に再選を果たした。とくに一六二四年議会では庶民院の特権委員会の委員長を務め、当時重要な政治的争点であった選挙訴訟において選挙権の自由をめぐる画期的な判断を示す（本稿第四章第四節参照）。また、一六二五年議会では議会解散に反対する庶民院の抗議声明を作成し、一六二六年議会ではバッキンガム公の弾劾にも積極的に関与したし、さらに一六二八年議会では『権利請願』の草案をめぐる両院協議会（conference）において重要な役割を果たすなど、一六二〇年代の反王権闘争を担った代表的な庶民院コモン・ローヤーの一人である。しかし一六四〇年の短期議会に当選した直後に国王の下で要職につき、四三年には国王と共にオックスフォードへ赴き、法学博士（D.C.L.）の学位を授与され、内乱期には国王派へと転向した。その後、長期議会から訴追され、四五年には投獄されるが、四八年に解放され、国王処刑後のコモンウェルス期にはオックスフォードの大学選挙区から議員として選出されている。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol.VII, pp.1291-2. また一六二四年議会の特権委員会が扱った選挙訴訟に関するランヴェールの報告を以下を参照。John Granville (ed.), *Reports of Certain Cases, Determined and Adjudged by the Commons in Parliament in the Twenty-first and Twenty-second Years of*

the Reign of King James the First, London, 1775.

37
ヘンリー・フィンチは、ケンブリッジ大学クリスト・カレッジを卒業後、法曹学院グレイズ・イン（Gray's Inn）においてコモン・ローを習得。一五八五年から法律家として活動し、後に上級法廷弁護士（serjeant-at-law）となる。一五九二年から九三年、さらに一五九七年に庶民院議員に選出。その後ステュアート朝下で一六一四年議会で再び庶民院議員として選出される。彼は、一六一三年にラテン語で書かれた四書構成の法書を刊行している。第一書では、哲学者プラトンや古典期ローマ法学者キケロなどを頻繁に引証しながら主に自然法と実定法について考察し、第二書においてコモン・ロー、慣習、国王大権、制定法などイングランド法制について議論している。なお、第三書は主に法手続を、第四書は教会法その他の特殊な法律を論じている。この作品は、彼の死後、一六二七年に英訳され、その後一六三六年、七八年、七九年とくり返し再刊された。彼の法学研究は、フランシス・ベーコンのそれとならんで、ローマ法その他の人文諸学の概念と思考法を参照しながら、イングランド法の合理的体系化をめざした当時の法学研究を代表するものである。フィンチの略歴については以下を参照。DNB, vol.VII, pp.12-3. なお、彼の作品については以下を参照。Sir Henry Finch, *Law, or, a Discourse Thereof, in Four Books*, A Garland Series, Classics of English Legal History in Modern Era, New York and London, 1978.

³ ヘネジ・フィンチは、一五九七年に法曹学院のインナー・テンプルに入り、コモン・ローを習得。一六〇六年からコモン・ローヤーとして活動し、一六二三年に上級法廷弁護士 (serjeant-at-law) となる。一六〇七年の補欠選挙で庶民院議員に選出される。ジェームズ治世最初の本格的な国制論争の場となった一六一〇年議会において賦課金をめぐって重要な議論を展開し、また一六二二年議会では皇太子チャールズのス페인皇女との結婚問題に反対する庶民院の請願においても重要な役割を果たした。一六二五年議会では、庶民院議長も務めた。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol.VII, pp.7-8.

³ ウィリアム・ノイは、一五九三年にオックスフォード大学エクスター・カレッジに入学し(学位は未取得)、翌九四年に法曹学院リンカーンズ・インに入り、一六〇二年からコモン・ローヤーとして活動。一六〇四年から一六二一年のジェームズ治世期の第一議会、続く一六二四年議会、一六二二年議会、一六二四年議会、チャールズ治世期の一六二六年議会、一六二八年議会において庶民院議員として政治活動に従事する。一六一〇年、および一六二四年の議会では、議会の同意を得ない賦課金の不当性を訴え、さらに一六二一年議会では、国王ジェームズの独占政策を非難し、一六二六年議会ではチャールズの強制公債の違法性を主張し、一六二八年議会ではトン税・ポンド税に異論を唱えるなど、二〇年代までの彼の活動は、明らかに王権と対峙する庶民院コモン・ローヤーの典型であった。しかしなが

らその後、一六三一年に政府の最高の法律顧問である法務総裁 (attorney-general) に任命されて以降は、それまでの国王との対決姿勢を放棄し、王党派へ転向していくことになる。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol.XIV, pp.698-700. また併せて以下も参照。J.P.Kenyon, *The Stuart Constitution 1603-1688*, Cambridge, 1966, p.104.

⁴ ガドリイ・ディグズは、オックスフォード大学ユニバーシティ・カレッジで一六〇一年に学士号 (B.A.) を取得した後、数年間の海外旅行を経て、その後、一六一〇年、一六一四年、一六二二年、一六二四年、一六二五年、一六二六年の各議会においてはテュークスベリー (Tewkesbury) から、一六二八年議会ではケント州からそれぞれ庶民院議員に選出された。この間、独占問題等に関する議会の討議において活発に発言し、国王を厳しく攻撃した筈で、一時、短期間ながら投獄された。とりわけ、一六二八年議会ではクックやセルデンらとともに議会の論争において重要な役割を果たした。しかしその後、一六三〇年代に入って高等宗務官裁判所の裁判官という要職につくと、かつての国王の政策に反対する対決姿勢を放棄してしまった。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol.V, pp.973-5. また併せて以下も参照。Kenyon, *The Stuart Constitution 1603-1688*, p.104.

⁴ ジョン・デイヴィスは、一五八五年にオックスフォード大学に入学後、八七年から八八年の頃に法曹学院ミドル・テンプルに属し、法学を習得する。一五九〇年に学士号 (B.A.) を取得。九五年からコモン・ローヤーとして

活動。エリザベス治世末期の1601年に庶民院議員に選出され、「大委員会 (grand committee)」の一員として政治活動に従事した。その後、ステュアート朝下で、すでに詩人としても名を馳せていたデイヴィスは、ジェームズによって気に入られ、1603年、アイルランドの法務次長に任命され、1606年から1619年までは法務総裁を務めた。1619年までアイルランド政策に従事した後、1622年議会において庶民院議員として選出されている。また彼は、ロバート・コットンと親交があり、1600年前後の時期には、コットンがカムデンとともに創設した「考古家協会」に所属した。そこで彼は人文主義と語源学的歴史研究の学識を用いてイングランド法の研究に従事した。彼が1615年にダブリンで刊行した作品は、一方で序文のなかではコモン・ローの古来性と卓越性を主張した「古来の国制」論の典型的な言説が展開されるとともに、しかし他方で本文においてはアイルランドの統治政策のためにローマ法の学識が随所に表現されており、この時代のコモン・ローヤーの法的思考を考えるうえで非常に示唆的な作品である。彼の経歴については以下を参照。DNB, vol.V, pp.590-4. また上述のデイヴィスの作品については、以下を参照。Sir John Davies, *Le primer report des cases & matters resolves en les courts del roy en Irland*, Dublin, 1615, [STC, 6361]. またデイヴィスには「コモン・ローの古来性の主張とともに」、ローマ法のつよい影響が見られ、そのローマ法的見地に立って、彼は絶対的な国王大権の領域を積極的に肯定してもい

10 Sir John Davies, *The Qquestion Concerning Impositions, Tonnage, Poundage, Prizage, Customs, &c. Fully Stated and Argued, from Reason, Law, and Policy: Dedicated to King James in the Latter end of his Reign*, London, 1656 [STC, II, 710:21].